

[第13回] 身元保証書の効力

～一問一答! 現場の悩みにズバリお答えします～

西尾 直子

外山アソシエイツ
社会保険労務士



Q 職員の入職時に身元保証書を取得していますが、どのような効力があるのでしょうか?また、留意することはありますか?

A 当節、採用時の提出書類の一つとして「身元保証書」を求めるのが通例です。ですが、形式的に揃えたものの、再び目にする事もなくお蔵入りになっていませんか。今一度確認してみましょう。

まず、身元保証書を求める理由の多くは「金銭的な保証」ではないかと思います。職員の行為で損害を被った際に、「損害を填補してもらう」ということですね。では、「一切の損害について保証する」としていれば万全でしょうか。保証なのですから、当然賠償を求めることはできますが、だからといって、職員の在職中の全期間に亘り、損害の全部について責任を取ってくれ、というわけにはいきません。保証には要件や制限があるのです。

①有効期限

保証には期限があります。当事者で定めなければ3年、定める場合は5年が上限です。さらに延長したい場合は、改めて保証契約を結ぶことになります。

②通知義務

次の時点で、保証人に知らせる必要があります。

A. 職員の配置転換や業務の変更があったとき

I. 職員に業務上、不適切・不誠実な行為があったとき

保証人は、「保証の度合いが重くなった」「賠償する事態になるかもしれない」ことの通知を受けたとき、契約を解除することができることになっているためです。保証人が、保証したことも忘れた頃になって、不意打ちで請求しても、責任を問えない可能性があります。

③責任の範囲

そもそも職員本人に対しても、故意や重過失であればともかく、単なる過失で認められる賠償額は、せいぜい2～3割程度とされることが多いのです。損害の発生状況に使用者の過失も考慮され減殺されるためです。保証人に対してもそれ以上は望めないでしょう。なお、出向先での損害は、特約がなければ、原則、保証外ですので注意が必要です。

さらに、民法の改正に伴い、「身元保証契約については、極度額の定めがなければ効力を生じない」とされました(2020年4月施行)。損害賠償の上限額を決めておかない

と、身元保証契約自体が無効になることとなったのです。ですが、高額な上限額では保証が得られにくく、低額では担保の意味が薄れることになり、設定には苦慮することが予想されます。

いかがでしょうか。採用時に取得したまま放置しては、本来の役割を果たせないことがお解りいただけたかと思います。賠償を有効に請求するには、要件の具備に加え、職員を監督する管理体制を整えることも重要なことです。

しかし、身元保証の意義は、金銭面だけでしょうか。元来、身元保証は、その文字が示すとおり「心身ともに健全で、他者とも協調し、誠実に働ける人物である」ことを保証するものでした。現在も、従業員の非違行為に対する抑制効果があります。「保証人に迷惑をかけないよう誠実に職務に従事する」ことが期待できる、というものです。

そこで、金銭面の保証を得ることが困難なときは、元々の趣旨に戻り、人物保証として活用する方法があります。「職員の良好な業務遂行のため、その生活や健康面に留意し指導すること」や「職員本人と連絡が取れない、意思疎通ができない場合に、連絡・調整にあたり、改善に向けて協力すること」を確約してもらうのです。保証人は、通常、両親が第一選択ですが、このような場合の円滑な解決には、冷静な話し合いが不可欠ですので、両親以外の親戚・知人等を加えておくことも一計です。

なお、身元保証契約の相手方は、職員ではなく保証人です。後々、契約の効力に疑いが出ないよう、印鑑証明書を添付してもらい意思を確認しておかれるのが無難でしょう。

使用者にとっても職員にとっても『身元保証書』を発動しなくて済むことが理想ですが、せっかく得た保証ですので、正しい効力を備えておけると安心ではないでしょうか。

筆者:西尾直子氏

社会保険労務士(大阪府社会保険労務士会所属)

知的財産管理技能士[二級・管理業務]、生産性賃金管理士(日本生産性本部認定)

法律事務所勤務を経て、外山法律事務所のパートナー事務所を開設。

立命館大学・医療経営講座の修了生(齋藤清一先生に師事)でもあり、医療労務コンサルタント(全国社会保険労務士会連合会認定)として、医療機関からの相談も数多く手掛けている。

ご相談は
こちらに

外山アソシエイツ Toyama Associates
一労働相談・労務監査・M&A・労務DD—
〒530-0047 大阪市北区西天満4-11-22
阪神神明ビル3階 外山法律事務所内
TEL:06-6316-7111 FAX:06-6316-7117
E-mail:nishio@toyama-law-office.jp